

野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第247号

野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部
を改正する告示

野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱（昭和63年野
田市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「月3回」を「月5回」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条
を第11条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。